

# 栃木県緊急事態措置の経過

- ① 区域 栃木県全域
- ② 期間 令和2年4月18日（土）から  
令和2年5月10日（日）
- ③ 実施内容
  - 外出自粛の要請（特措法第45条第1項）
    - ✓ 不要不急の外出自粛を要請
    - ✓ 都道府県をまたぐ人の移動や「3つの密」が濃厚な形で重なる繁華街の接待を伴う飲食店への出入りの自粛を要請
  - 施設の使用制限の要請・協力依頼（特措法第24条第9項等）
    - ✓ 学校、遊興施設等に対して休止を要請・協力依頼
    - ✓ 医療施設等に対して十分な感染防止対策の協力を要請
  - 催物（イベント等）の開催自粛の要請・協力依頼（特措法第24条第9項等）
    - ✓ イベント主催者等に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請



- ① 区域 栃木県全域
- ② 期間 令和2年5月11日（月）から  
令和2年5月31日（日）
- ③ 実施内容
  - 外出自粛の要請（特措法第24条第9項）
    - ✓ 都道府県をまたぐ人の移動やクラスターが多数発生している繁華街の接待を伴う飲食店等への出入りの自粛を要請
  - 施設の使用制限の要請・協力依頼（特措法第24条第9項等）
    - ✓ クラスターが発生した主な施設類型に対する休止を要請
    - ✓ 遊興施設等に対して休止を要請・協力依頼
      - ※ただし、施設に応じた感染防止対策の徹底が行われている施設を除く
    - ✓ 医療施設等に対して十分な感染防止対策の協力を要請
  - 催物（イベント等）の開催自粛の要請・協力依頼（特措法第24条第9項等）
    - ✓ クラスターが発生するおそれ等のあるイベント主催者等に対し、場所に関わらず、開催の自粛を要請

# 栃木県緊急事態措置の概要

- ① 区域 栃木県全域
- ② 期間 令和2年5月7日（木）から令和2年5月10日（日）
- ③ 実施内容 **現在の実施内容を継続**

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」）第45条「感染を防止するための協力要請等」及び特措法第24条「都道府県対策本部長の権限」により、新型コロナウイルスのまん延防止に向け、以下の対応を実施。

## ●外出自粛の要請（特措法第45条第1項）

- ・ 県民に対し、医療機関への通院、食料品等の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、**外出自粛を要請。**
- ・ 特に、旅行など都道府県をまたいだ人の移動や、「3つの密」が濃厚な形で重なる**繁華街の接待を伴う飲食店への出入り自粛を強く要請。**

## ●施設の使用制限の要請・協力依頼（特措法第24条第9項等）

- ・ 学校、遊興施設等に対して**休止を要請。**
- ・ 医療施設等、事業の継続を求める施設に対しては**十分な感染防止対策の協力を要請。**

## ●催物（イベント等）の開催自粛の要請（特措法第24条第9項等）

- ・ イベント主催者等に対し、規模や場所に関わらず、**開催の自粛を要請。**

※ロックダウン（都市封鎖）を行うものではありません。

# 栃木県緊急事態措置の概要

① 区域 栃木県全域

② 期間 令和2年5月11日（月）から令和2年5月31日（日）

③ 実施内容

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」）第45条「感染を防止するための協力要請」及び特措法第24条「都道府県対策本部長の権限」により、新型コロナウイルスのまん延防止に向け、以下の対応を実施。

## ●外出自粛の要請（特措法第24条第9項）

- ・旅行など都道府県をまたいだ人の移動や、クラスターが多数発生している繁華街の接待を伴う飲食店等への出入りに対して、引き続き、自粛を強く要請

## ●施設の使用制限の要請（特措法第24条第9項等）

- ・ クラスターが発生した主な施設類型に対する休止を要請
- ・ 遊興施設等に対して休止を要請。  
※ただし、施設に応じた感染防止対策の徹底が行われている施設を除く。
- ・ 医療施設等、事業の継続を求める施設に対しては十分な感染防止対策の協力を要請。

## ●催物（イベント等）の開催自粛の要請（特措法第24条第9項等）

- ・ クラスターが発生するおそれ等のあるイベント主催者等に対し、場所に関わらず、引き続き、開催の自粛を要請

## 外出自粛の要請（特措法第24条第9項）

- 旅行など都道府県をまたいだ人の移動や、クラスターが多数発生している繁華街の接待を伴う飲食店等への出入りに対して、引き続き、自粛を強く要請。

### ○感染拡大を予防する新しい生活様式の徹底

- ✓ 感染防止策（手洗い、咳エチケット等）を講じる
- ✓ 3つの密（密閉、密集、密接）を避ける
- ✓ 必要最小限の人数で活動する 等

※「人との接触を8割減らす、10のポイント」「新しい生活様式の実践例」の実践

### ○在宅勤務（テレワーク）や時差出勤、自転車通勤等の推進

- ✓ 職場における感染防止の取組（喚気、発熱等の症状のある者の出勤自粛、テレビ会議の活用等）の強力な推進を要請

# 施設の使用制限の要請（特措法第24条第9項等）

## 1 事業の継続を求める施設 ⇒十分な感染防止対策の協力を要請（特措法第24条第9項）

- (1) 医療体制の維持
- (2) 支援が必要な方々の保護の継続
- (3) 国民の安定的な生活の確保
- (4) 社会の安定の維持
- (5) その他

## 2 基本的に休止を要請する施設

次の施設の休止を要請。ただし、施設に応じた感染防止対策※の徹底が行われている施設（キャバレー・ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、バー、カラオケ、ライブハウス、スポーツジム等の屋内運動施設を除く。）を除く。

- (1) - 1 特措法第24条第9項による要請を行う施設  
【遊興施設、劇場等、集会・展示施設、運動・遊技施設】
- (1) - 2 特措法第24条第9項による要請を行う施設（床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設）  
【学習塾等、博物館等、宿泊施設（集会の用に供する部分に限る。）、商業施設等】
- (2) - 1 特措法によらない協力依頼を行う施設（床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設）  
【学習塾等、博物館等、宿泊施設（集会の用に供する部分に限る。）、商業施設等】

### ※ 基本的な感染防止対策

「入場者の制限や誘導」、「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」、「マスクの着用」、「三つの密」を避ける、室内の換気、人と人との距離を適切にとる等。

# 実施内容

## 1 事業の継続を求める施設 ⇒ 十分な感染防止対策の協力を要請（特措法第24条第9項）

類型	施設の種類	
(1)医療体制の維持	医療施設	病院、診療所、薬局 等
(2)支援が必要な方々の保護の継続	社会福祉施設等	保育所、放課後児童クラブ（学童保育）、介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設
(3)国民の安定的な生活の確保	生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター、スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等
	食事提供施設	飲食店、料理店、喫茶店 等（宅配、テイクアウトサービスを含む。）
	住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館（行楽を主目的とする宿泊に係る事業を除く。）、共同住宅、寄宿舎又は下宿 等
(4)社会の安定の維持	交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、物流サービス（宅配等） 等
	工場等	工場、作業場等
	金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等
(5)その他	その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ゴミ処理関係 等

## 2 基本的に休止の要請を行う施設

### (1) - 1 特措法による要請を行う施設 ※

施設の種類	内訳	要請内容
①遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケ、射的場、場外車券場、ライブハウス等	施設の使用制限等の要請 (特措法第24条第9項)
②劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場	
③集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場	
④運動・遊技施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブなどの運動施設、マージャン店、パチンコ店、スポーツセンターなどの遊技場 等	

※ 施設に応じた感染防止対策の徹底が行われている施設（キャバレー・ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、バー、カラオケ、ライブハウス、スポーツジム等の屋内運動施設を除く。）を除く。

(1) -2 特措法による要請を行う施設（床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設）※

施設の種類	内訳	要請内容
①学習塾等	自動車教習所、学習塾等	施設の使用制限等の要請 (特措法第24条第9項)
②博物館等	博物館、美術館、図書館	
③商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、 生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗	
④ホテル又は旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	

※ 施設に応じた感染防止対策の徹底が行われている施設を除く。

(2) -1 特措法によらない協力依頼を行う施設（床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設）※

施設の種類	内訳	要請内容
①学習塾等	自動車教習所、学習塾等	特措法によらず、施設の使用制限等の協力を依頼  ⇒床面積の合計が1,000㎡超の施設に対する施設の使用休止要請（休業要請）の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼
②博物館等	博物館、美術館、図書館	
③商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗	
④ホテル又は旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	

※ 施設に応じた感染防止対策の徹底が行われている施設を除く。

## 催物（イベント等）の開催自粛の要請（特措法第24条第9項等）

- クラスターが発生するおそれがある催物や「3つの密」のある集まりについては、催物の主催者等に対して開催自粛を要請。特に、全国的かつ大規模な催物の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期をするよう、主催者等に慎重な対応を要請。

### 【開催自粛を要請する内容】

- 規模等：クラスターが発生するおそれがある催物、「3つの密」のある催物  
※特に、全国的かつ大規模な催物については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期等の慎重な対応を要請

以下①～③の条件を満たす比較的少人数（最大参加人数が50人程度）の催物については、開催自粛の要請の対象外

- ① 3つの密の発生が原則想定されないこと（人と人との間隔はできるだけ2mを目安に）
- ② 大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が、原則、想定されないこと
- ③ 必要に応じて、適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスク着用、室内の換気等）が講じられること

- 場所：屋内、屋外を問わない

- 種類・内容：生活の維持に必要なものを除くすべての催物

## 「新しい生活様式」の実践例

### (1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びにいくな屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

### 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

### (2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒       咳エチケットの徹底       こまめに換気
- 身体的距離の確保       「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



### (3) 日常生活の各場面別の生活様式

#### 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

#### 娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

#### 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

#### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

#### 冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

### (4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務       時差通勤でゆったりと       オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン       名刺交換はオンライン       対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

# 人との接触を **8割減らす**、**10のポイント**

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。  
 新型コロナウイルス感染症から、**あなたと身近な人の命**を守れるよう、日常生活を見直してみましよう。

**1** ビデオ通話で  
**オンライン帰省**



**2** スーパーは1人  
または**少人数で**  
**すいている時間に**




**3** ジョギングは  
**少人数で**  
公園は**すいた時間、**  
**場所を選ぶ**



**4** 待てる買い物は  
**通販**で



**5** 飲み会は  
**オンライン**で



**6** 診療は**遠隔診療**  
定期受診は間隔を調整



**7** 筋トレやヨガは  
**自宅で動画を活用**



**8** 飲食は  
**持ち帰り、**  
**宅配も**



**9** 仕事は**在宅勤務**  
通勤は医療・インフラ・  
物流など社会機能維持  
のために



**10** 会話は  
**マスク**をつけて



**3つの密を**  
**避けましよう**

1. 換気の悪い**密閉空間**
2. 多数が集まる**密集場所**
3. 間近で会話や発声をする**密接場面**

**手洗い・**  
**咳エチケット・**  
**換気や、健康管理**  
も、同様に重要です。

【別紙 4】

施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）

内閣官房新型コロナウイルス感染症  
対策推進室作成

		屋内						
屋外		映画館 公会堂 演芸場等	物品販売業 (スーパー等)	博物館 美術館 図書館	理美容 ほか対人 サービス業	学校 学習塾	公共交通	飲食店
密接	ロッカー、シャワー等 屋内共用施設使用制限		入場人数の制限・ 滞在時間の制限		滞在時間の 制限	小人数で 滞在時間の 制限	乗車人数 制限・ 時差通勤	入場人数の 制限・滞在 時間の制限
密集	接触 スポーツの 制限	四方を 空けた 席配置	レジ等で 間隔を 空ける (床に印を つける等)	四方を 空けた 席配置・ 展示配置 の工夫	四方を 空けた 席配置	四方を 空けた 席配置	座席間隔 に留意	座席間隔 に留意・ 真正面は 避ける
密閉	—		頻繁な換気（窓開け、扇風機）					テラス席 2方向換気
		マスク着用						
		対面する場でのビニールカーテン等設置・対面機会を避ける						
衛生 対策 ・ その他	スポーツ後 の飲み会等 は控える	—	入場時手指衛生			こまめな 手洗い	—	入場時 手指衛生
	共用物品・設備の消毒（ディスプレイの利用も）、キャッシュレス							
	—	—	(滞在時間が長い場合) 入場時体調チェック				—	—
		従業員の衛生対策・3密対策、休憩や食事の分散						

## 催物（イベント等）の開催制限（開催条件）

- クラスタが発生するおそれがある催物や「3つの密」のある集まり（特に、全国的かつ大規模な催物）については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期等の慎重な対応を要請している。
- 以下の条件を満たす場合は、上記要請の対象外としている。

### 1 前提

「新しい生活様式の実践例」に基づく取組

→ 発熱、風邪の症状がある者は参加しない。マスクを着用する。

### 2 規模

参加する人数が最大でも50人程度

### 3 環境

- (1) 3つの密（密閉・密集・密接）の発生が原則想定されないこと  
（人と人との間隔はできるだけ2mを目安に）
- (2) 大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと
- (3) 以下の適切な感染防止対策が講じられること
  - ア 入場者の制限や誘導
    - ・発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある方の入場を制限  
→ 来場者への呼びかけ、体温計による発熱者の特定等
    - ・入場者の整理・誘導  
→ 密にならないように対応
    - ・感染が発生した場合に備え、入場者等の名簿を適正に管理
  - イ 手指の消毒設備を設置
  - ウ マスクの着用  
→ 入場者に対する周知
  - エ 室内の換気  
→ 2つの窓を同時に開けるなどの対応
  - オ ア～エのほか、開催場所に応じた適切な感染防止対策

# 施設の種別に応じた感染防止対策の例①

## 1 劇場等（劇場、観覧場、映画館、演芸場）、集会・展示施設（集会場、公会堂、展示場）

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）が確保されること
- ・入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）が確保されること
- ・適切な消毒や換気等が行われること
- ・施設で開催する催物（イベント等）に関しては、催物の開催制限に応じて、参加者が比較的少人数（参加する人数が最大でも50人程度を想定）のもの等に限定すること など

## 2 博物館等（博物館、美術館、図書館）

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）が確保されること
- ・入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）が確保されること
- ・適切な消毒や換気等が行われることなどの徹底した感染防止対策が行われること
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずることにより、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2 mを目安に）が確保されること など

## 施設の種別に応じた感染防止対策の例②

### 3 生活必需物資販売施設（百貨店、スーパーマーケット等）、生活必需サービスを提供する店舗等（理髪店、質屋、貸衣裳屋等）、学習塾等（自動車教習所、学習塾等）

- ・ マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）が確保されること
- ・ 入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）が確保されること
- ・ 適切な消毒や換気等が行われることなどの徹底した感染防止対策が行われること
- ・ 従業員と客との間や、客と客との間にパーテーションを設けること など

### 4 運動・遊技施設（パチンコ屋、ゲームセンター等）

- ・ マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）が確保されること
- ・ 入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）が確保されること
- ・ 適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒が行われること
- ・ 客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、BGMや機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にすること など

# 施設の種別に応じた感染防止対策の例③

## 5 食事提供施設（接待を伴わないもの）

- ・ 個室などの密閉した部屋の使用や、座敷席等における多人数での使用を控えること
- ・ 座席の間にパーテーションを設け、又は座席の間隔を十分に空けるなど、3つの密の環境を徹底的に排除すること
- ・ 接客時等におけるマスク着用、客の入れ替え時の適切な消毒や清掃、大皿での取り分けによる食事提供を自粛すること
- ・ 従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応など、衛生面や健康面の管理を徹底すること
- ・ 酒類の提供時間についても配慮すること など